

業務名：令和8年度沖縄県港湾施設LED化事業(その1)

特記仕様書

1. 業務名

令和8年度沖縄県港湾施設LED化事業(その1)

2. 業務期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

3. 業務概要

本県が管理する港湾の照明灯（別添）のLED化により、エネルギー削減を図ることを目的とし、LED化を効率よく行うため、調査から設計、施工まで一括して行う業務である。

4. 業務範囲

管内：県管理港湾（別表参照）

施設：旅客待合所、臨港道路等の照明灯（計1,720灯）

※ 別表「既存照明器具等一覧」は、施設の現況と必ずしも一致する内容ではないことから、調査を行いと相違があった場合、結果を書面により発注者と協議するものとする。

5. 業務項目

(1) 計画準備

- ア 本業務の目的等を把握するとともに、関係法規を遵守しつつ業務手順及び業務遂行に必要な事項を立案する。
- イ 港湾利用者や作業者の安全等に配慮し、十分な安全対策を講じた事業計画書を策定し、当該事業を実施する。

(2) 調査

当該事業で示す、港湾、地区について、調査を行う。

- ア 県が貸与する港湾照明調査表の情報を基に、所在地、灯具、照明柱の形状、管理番号等、改修工事等で必要となる各種情報の調査を行い、併せて外観が確認できる写真の撮影を行う。
- イ 既設港湾照明灯の灯具や使用しているランプ等の種類・仕様、引込方法等改修工事等に必要となる設備の調査を行う。
- ウ 既設港湾照明灯の臨港道路及び緑地において柱、電柱共架アーム等の目視確認を行う。
- エ 直接又はカメラ等を用いて目視し、外観から弱点部等の異常を発見し、対策の要否を判定するものとする。対応等については別途、発注者と協議する。

(3) 施工

- ア 建築基準法、電気事業法、電気用品安全法、電気工事士法、消防法、労働安全衛生法、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律、大気汚染防止法、建設業法等関係法令等を遵守すること。
- イ 設計及び施工に当たっては、国土交通省大臣官房官庁営繕部の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）（最新版）」及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）（最新版）」に準拠すること。ただし、準拠できないなど特別な事情が生じた場合は、別途協議により決定する。
- ウ 交換後のLED 照明を安全に使用できる状態にすること。なお、LED 照明を安全に通常使用するため必要な部品や消耗品は、全て事業者の負担で用意すること。
- エ 作業に当たり必要な場合は、事業者の負担において劣化したソケット支持金具、電線等の交換を実施し、作業後、安全に使用できるように設置すること。また、器具交換等により生じた隙間等は、コーキング材等で適切に処置すること。
- オ 施工前及び施工後の写真を撮影すること。また、更新後の照明器具台帳（更新後の製品仕様がわかるように）を作成すること。
- カ 施工に伴い不要となった既存の安定器は撤去し、配線は適切に結線すること。不要となった既存蛍光灯、撤去した既存器具等は、事業者の負担で全て敷地外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令を遵守の上、適正に処分すること。
- キ 停電等、運営上必要な機能を停止する場合は、事前に発注者又は権限移譲により港湾施設の維持管理を行っている各市町村（以下、市町村）と調整すること。
- ク 搬出入経路については、施設管理運営上の支障に留意し、発注者又は市町村の承諾を得ること。
- ケ LED 照明器具の取付方法については、各器具の標準仕様による。また、取付けについては、安全性を確認できれば既存アンカーボルト等を再使用しても構わない。ただし、その長さや位置等は、現地調査及び詳細設計の際に確認し、加工が必要な場合は取付金物等を事業者負担で用意すること。取付時には器具の重量に応じて適切な取付金具等を使用すること。
- コ 作業にあたって必要となる電気、水道、トイレ等は、施設運営に支障のない範囲で現地施設のものを使用できるものとする。
- サ 設置するLED 照明器具は、落下することがないように取り付けのものとし、必要に応じて落下防止ワイヤー等の落下防止対策を行うこと。

(4) 電力契約の照合・申請

当該事業の港湾照明灯について、電力契約の照合、電力契約申し込み、共架申請、契約変更申込完了報告書の提出を行う。

ア 電力会社と緊密に連携し、既設港湾照明灯に関する電力契約の照合及び調査結果の突合を行う。

イ 電力契約と既設港湾照明灯との数量相違を把握し、整合（港湾照明灯があつて電力契約

のないもの、電力契約があつて港湾照明灯がないもの等を選別し、電力会社及び県と緊密な協議を行い、両者の整合を図る。)を図る。

ウ 既設港湾照明灯のＬＥＤ化に伴う契約変更の申込み及び調査で把握した契約相違に関わる新設又は減設の申込みを行う。

(5) 既設港湾照明灯の撤去・リサイクル・廃棄

関係機関の指導及び関係法規を遵守しつつ、以下について実施する。

ア リサイクルや廃棄処分に関する事業計画書（撤去・リサイクル・廃棄編）を策定する。

イ 撤去工事の事業計画書（撤去・リサイクル・廃棄編）を策定し実施する

ウ 撤去した港湾照明灯（灯具本体、安定器、その他部品等）のうち状態が良く再利用可能なものについては、項目ごとにリサイクルの具体的な方法について報告するとともに、一部は、発注者からの指示により指定の保管場所まで運搬すること。

エ 廃棄する場合は、関係機関の指導及び関係法規を遵守した上で処分し、建設副産物情報交換システム（ＣＯＢＲＩＳ（コブリス））と産業廃棄物管理票（マニフェストの写し）を提出する。

オ PCB の含有が判明した場合は、速やかに発注者へ報告し、対応を協議すること。

(6) 照明台帳作成・管理番号設置

ア 照明台帳を作成し照明位置や管理番号等を記載し管理できるようにする。

イ 照明台帳には下記項目の記載を基本とする。

1) 位置情報(管理番号、設置位置、xy 座標)

2) 設備概要(灯具仕様)

3) 画像(全景、近景、管理番号)

ウ 港湾照明灯ごとに管理番号等を記載した管理プレート又はステッカーを設置する。

エ 管理番号等必要な情報を表記した管理プレート又はステッカーは、視認しやすい箇所に設置する。

オ 管理番号は、照明灯１基に対し１つ割り当てる。

カ 管理プレート又はステッカーの材質は、耐候性能があり、長期間機能が維持できるものとし、文字は劣化しにくく視認が容易なものとする。また、文字は港湾名等を組み合わせ、故障等の連絡時に該当する照明灯が明確になるように工夫する。

キ 県管理施設における当該事業の改修工事等以外の照明灯（既設ＬＥＤ照明等）についても、管理プレート又はステッカーを設置し、照明灯が一括で管理できるようにする。

ク 引渡し時には位置情報データを活用し発注者に引渡しをおこなう。

システムについては発注者と協議を行い決定する。

(7) 検査等

- ア 施工前及び施工後に、器具取替一覧を作成し発注者に報告すること。また、照度基準及びグレア等については、基本的に「（一社）公共建築協会「建築設備設計基準」」によるものとし、それによりがたい場合は「日本工業標準調査会「照明基準総則（JIS Z9110:2024）」」「照明の照度基準」を参考とし発注者と協議すること。
- イ 施工前及び施工後に、既存分電盤の分岐回路ごとの絶縁測定を実施し、その結果を報告すること。絶縁測定において異常が検出された場合は、速やかに発注者に報告し協議すること。
- ウ LED照明の設置完了後に速やかに港湾地区毎に自主検査を行う事とし、必要な性能が確保されていることを確認し、その後必ず発注者又は市町村に立会いを求め、業務の完了確認を行うこと。
- エ 施設ごとの自主検査の自主検査項目は、点灯確認、外観確認、設置状況確認、照度測定結果、絶縁測定結果等を含むものとする。発注者及び市町村は報告の受領後、必要に応じて現場の確認を行う。
- オ ウ又はエの確認の結果、不適合が発見された場合は、事業者の負担と責任において、LED照明及び周辺機器が正常に動作するよう、必要な調整作業を実施すること。
- カ LED 照明の設置完了後の検査時又は検査後において、未施工の照明が残存していることが判明した場合は、事業者の責において施工すること。

6. 機器仕様

当該事業で使用する照明器具の条件は下記内容を満たすものとする。

ア 構造・規格等

- ア) LED 照明器具は、ランプのみの交換ではなく器具ごと交換とすること。
- イ) 交換する器具は原則既存器具と同形状、同構造のものとする。また、設置の際に、天井に隙間等が生じないように処置すること。可能な限り、既設照明器具の取付跡が見えないよう配慮すること。
- ウ) 一般社団法人日本照明工業会に加盟する国内メーカーの製品であること。
- エ) ISO9001、ISO14001の認証取得工場で製造していること。
- オ) 電気用品安全法（PSE）に適合していること。
- カ) 本事業に関連するJIS（日本産業規格）、JIL・JEL・JLMA（日本照明工業会）、各種ガイドライン等の各種規格に適合するもの又は同等以上のものであること。
- キ) 電線や吊りボルトなど既存流用部分が劣化しており、十分耐えうるものではない場合は、発注者と協議のうえ、交換又は補強等の安全性を確保する対策を講じること。
- ク) LED 化による照明機器からの雑音ほか、映像・音響機器等への影響を与えない対策を施すこと。

イ 性能等

- ア) LED の寿命は40,000時間以上（光束維持率 70%以上）の製品とすること。
- イ) 屋外に設置するLED 照明器具については、適切な防水性、耐候性、耐食性、耐風性を有すること。

- ウ) 照度は、5 (7) アによるものとする。ただし、これによりがたい場合は、原則既存照明と同等とし、発注者と協議すること。
- エ) LED灯具の本体色は、既存の照明灯と同色のものとし、詳細は発注者と協議のうえ決定すること。
- オ) 既設照明に付属機器及び自動点灯機能等がある場合は、交換するLED 器具も同様に付属機器及び自動点灯機能等を備えること。
- カ) 使用場所や用途に応じたグレア対策をすること。
- キ) 現状以上の性能で省エネ化や利便性の向上がはかれる制御方式（調光、センサー利用等）があれば提案を行ってもよい

7. 臨港道路・緑地・LED灯具性能・構造

- ア 電柱、独立柱等に設置されている照明灯と置き換えて設置できること。また、外壁等に設置されている場合であっても、設置できるものとする。
- イ 入力電圧は、100V／200Vに対応できること。
- ウ 製品に型式、ロットナンバーが明記され、製品の管理がされていること。
- エ 調査の結果、既存灯具に遮光機能（遮光板、ルーバー等）が備わっている道路照明灯があった場合、同等の機能を有すること。ただし、現場状況により不要と判断できる場合は、詳細については県と協議のうえ決定すること。
- オ 灯具交換の場合
 - ア) 灯具交換に際し、アーム先端にアダプタ等が必要な場合はこれを設置し、灯具交換を行う。
 - イ) 灯具の性能等は、上記「6. 機器性能」を基本とするが、詳細については県と協議のうえ決定すること。
 - ウ) 既存灯具と同等程度の照度を確保すること。可能な限り、照度分布図等で確認ができること。
 - エ) 交換する灯具が既設と大きくデザインが異なる場合は、県と調整のうえ決定すること。

8. 市町村との協力体制

- (1) 事業者は、作業を円滑に進めるため、発注者及び市町村と密接に連絡を取り、その連絡事項を記録し、協議の際、相互に確認するものとする。また、事業者は発注者から報告（業務の進捗状況、質疑回答等）を要求されたときは、速やかに報告すること。
- (2) 事業者の担当者について、市町村との連携・協力に支障があると判断された場合には、事業者は早急に担当者の変更等対応すること。
- (3) 発注者は、業務の遂行上必要な資料で県が所有しているものは貸与する。

9. 報告書作成

当該事業は、電子納品対象業務とする。

- ① 電子納品（CD-R） 1 式

② 報告書（２部）※関連資料含む

※成果品の著作権及び所有権は発注者に帰属する。

本業務の実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任をもって処理すること。

10. 業務の再委託の制限

（１）一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

- ・ 契約の主たる部分
- ・ 契約金額の 50 %を超える業務
- ・ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務

（２）再委託の相手方の制限

本契約の企画提案公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、企画提案募集要項 3 の応募資格に該当しない者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

（３）再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による発注者の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

① その他、簡易な業務

- ・ 資料の収集・整理
- ・ 複写・印刷・製本
- ・ 原稿・データの入力及び集計

11. その他留意事項

（１）この仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、発注者と受託者の双方が協議して定めるものとする。

（２）契約締結の際は、契約保証金として契約額の 100 分の 10 以上の額を、契約締結前に納付する必要がある。ただし、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項（※）の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

（３）本業務の業務委託料を変更協議する場合予定価格の算定について、本業務の請負比率（当初契約額÷当初設計額）を変更業務価格に乗じた額で行うものとする。

(※) 契約保証金について（沖縄県財務規則抜粋）

第 101 条 令第 167 条の 16 第 1 項の規定による契約保証金の率は、契約金額（長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に 12 を乗じて得た額）の 100 分の 10 以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

(3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(別表) 既存照明器具等一覧

照明器具のある施設			照明器具の数			備 考	
港湾名	地区名等	区分	LED 照明	蛍光 ランプ 照明	その他 照明		
運天港	運天	旅客待合所、上屋等 荷捌地等		7	2	今帰仁村	
	上運天	旅客待合所、上屋等 荷捌地等		145	14		
古宇利港		旅客待合所、上屋等 荷捌地等		4	8		
					2		
金武湾港	平安座南	旅客待合所、上屋等 荷捌地等		25		うるま市	
中城湾港	熱田	旅客待合所、上屋等 荷捌地等		54		北中城村	
			2	2			
	西原与那原	荷捌地等			54	西原町・与那原町	
		新港	旅客待合所、上屋等 荷捌地等				沖縄市、うるま市
			26		78		
	馬天	旅客待合所、上屋等 荷捌地等		13		南城市	
			3	4			
	仲伊保	旅客待合所、上屋等 荷捌地等		4			
		5					
安座真	旅客待合所、上屋等 荷捌地等		14				
			3				
本部港	渡久地	旅客待合所、上屋等 荷捌地等		60		本部町	
	本部			14			
		旅客待合所、上屋等 荷捌地等	40	93			
宜野湾港	宜野湾港マリーナ			4	7	宜野湾市	
		管理棟(棟内)	28	20	3		
		管理棟(棟外)		8	10		
		緑地トイレ		18			
		緑地公園			38		
		旧警備室		5			
		北側駐車場		2	9		
		道路沿緑地(緑地公園～マリーナ)		2	29		
		旧管理棟		65	5		
		旧管理棟(2階レストラン)	19	3	20		
		マリーナ海上栈橋			63		
		マリーナ陸上ヤード			29		
		15t・35tクレーン		1	8		
		給油施設 / トイレ		7	2		
中城湾港	与那原マリーナ (西原与那原地区)	管理棟		75		与那原町	
		便所棟		44			
		給油施設		4			
		駐車場	21				
		管理棟通路			6		
		マリーナ栈橋		17	26		
		マリーナ護岸(陸置ヤード)	32				
		陸置場トイレ		12			
	西原マリンパーク (西原与那原地区)	サービス棟		156		西原町	
		トイレ棟		72			
		多目的広場ダッグアウト		12			
		休憩舎(東屋)		168			
		ストックヤード		17			
		多目的広場ナイター照明			10		
		駐車場			26		
		園路			21		
	マリンタウン東浜公園 (西原与那原地区)	東浜公園管理棟		46		与那原町	
		東浜公園倉庫棟		4			
		マリンタウン東浜公園園路			17		
		駐車場			5		
	あがりティーダ公園 (西原与那原地区)	ナイター照明			4	西原町	
		トイレ		8			
		あがりティーダ公園			7		
	※「その他照明」についてはカバー等で判断が困難な照明			87	1114	54	
				61	103	449	
					1720		